

情 個 審 答 申 第 6 号

平成 3 0 年 2 月 1 4 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日付け、契政発第 3 4 2 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 7 年度から平成 2 7 年度までに実施機関において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について

別 紙

諮問第 5 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、一部妥当ではない。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 17 年度から平成 27 年度までに実施機関のうち当該決定を行った上下水道局総務課（以下「上下水道局総務課」という。）において把握している「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」等の「〇〇ハラスメント」の件数（実際に処分を下したものだけでなく、相談を受け付けたり、指摘されたりして把握しているものを含む。）、その内容及び処分や対応についてわかる文書を開示請求（以下「本件開示請求」という。）したことに対し、上下水道局総務課が文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消を求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

所属や氏名を公開することが許されないことは、プライバシー保護の観点からも納得できるが、具体的な言動を情報開示したところで、これらの情報を結び付けて個人を特定することは不可能であり、また不利益な取り扱いを受けるものでもない。

また、事実を公表することで、通報・相談事例減少のための抑止力となるとともに、しっかりと対応してもらえるのであれば諦めずに通報・相談しようという職員の後押しにもなり、事業の適切な執行に支障を及ぼす恐れなどなく、十分な公益を有するというものである。

なお、熊本市コンプライアンス活動報告書においては、平成 23 年度は運用状況を掲載しているが、それ以降は相談件数しか掲載しておらず、これは熊本市職員等の内部通報制度に関する要綱第 18 条に規定する「概要」とはいえず、同要綱に違反している。

2 上下水道局総務課の主張

上下水道局総務課が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

相談内容を具体的に示すことにより、開示された情報及び他の関連情報を基に、相談者等の特定に至ってしまう可能性がある。また、相談者に「相談内容が容易に開示されてしまう」との懸念を抱かせ、相談を躊躇、萎縮させる結果となり、制度の根幹を大きく揺るがすおそれがある。

平成23年度のコンプライアンス活動報告書において、内部通報制度等運用状況として概要や処理状況を公表したことは認めるが、平成24年度から平成27年度までのコンプライアンス活動報告書においては、相談業務における概要や処理状況は公表していない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が上下水道局総務課に対し開示を求めている文書等は、平成17年度から平成27年度までに上下水道局総務課において把握している市職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等（以下「セクハラ等」という。）に関する相談又は処分の件数、内容及び対応を示す文書（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、上下水道局総務課が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書について

上下水道局総務課は、相談内容を具体的に示すことにより相談者を特定される可能性があること、及び相談を躊躇して事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件文書の一部について条例第7条第2号及び第6号により不開示であると主張する。これに対し審査請求人は、具体的な言動を開示しても個人を特定することは不可能であること、及び具体的な事例を示して対応することで相談しようとする職員を後押しすることを理由として条例第7条第2号及び第6号該当性を否定する。

そこで、本件文書におけるセクハラ等の具体的な言動が記載された文書の不開示部分のうち、審査請求人が不服を申し立てていると思われる部分について、それぞれ条例第7条第2号該当性及び条例第7条第6号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして条例第7条第2号は、個人の尊厳及び

基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報を原則として不開示情報にすることを定めたものである。一方で同号ウは、個人に関する情報であっても、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報については除外している。よって、同号によって不開示となる情報とは、個人に関する情報であって個人識別性があり、かつ、特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても、開示することにより保護される個人の利益が害されるおそれがある情報をいう。

ア 本件文書のうち調査結果報告書中の調査結果が記載された部分

調査結果報告書のうち、調査結果部分は、上下水道局総務課がセクハラ等の調査を行った結果を示した部分であるが、最終的にセクハラ等の事実確認ができたか否かの所見を記載しているだけである。この情報を開示したとしても個人を特定することは不可能であるから、これを開示することによって特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより個人を識別することができるとは認められない。

よって、本件文書のうち調査結果報告書中の調査結果が記載された部分は、条例第7条2号に該当しない。

イ 本件文書のうち調査結果報告書別紙

当審議会は、上下水道局総務課が審査請求人に一部不開示として交付した文書以外に、調査結果報告書別紙があること、及び、調査結果報告書別紙には、開示請求者が求めるハラスメントの具体的内容及び対応が記載されていることを確認した。

別紙には、セクハラ等が行われたと主張する相談者が訴える被害場所、日時、行為の具体的手法・発言が詳細に記載されており、相談者と一定の範囲内の者には個人を識別しうる程度の詳細な行為の記載がされている。

当審議会が当該調査結果報告書別紙を検分したところ、相談内容の部分は、相手方の発言を逐語に近い状態で記載した部分やハラスメントを受けたときの相談者の率直な心情が詳細に記載されていることを確認した。これらは、特定の職員が他の特定の職員に対して行った行為を示した個人に関する情報であり、詳細な記載であるために特定の個人を識別することができる。そして、セクハラ等の相談記録という性質から相談者の名誉や感情に配慮する必要性が特に高く、また、通常他人に知られたくないと望む情報であることから、特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても、開示することにより、相談者の名誉やプライバシーといった権利利益が害されるおそれがある情報といえるので、条例第7条第2号に該当するといえる。

他方、当該調査結果報告書別紙の一部には、表題や項目名のように、明らかに条例第7条第2号に該当しないと判断できる部分も存在した。そして、当該部分は、条例第7条第2号に該当する部分に比して相当小さい程度であり、条例第7条第2号に該

当する部分を不開示処理すれば、そのほとんどが黒塗りされたものになるとしても、上下水道局総務課が相談者の相談内容を細分化し、一つひとつについて検討したことは伺えるものであった。確かに条例第6条第2項ただし書は、不開示情報が記録された部分を除くことにより、客観的に有意な情報が残らない場合には部分開示をしなくてもよいことを定めており、不開示部分の分量からしても、上下水道局総務課が有意性を欠くと判断して不開示としたとしても理解できなくはない。しかし、条例第6条第2項ただし書は、条例が市政運営の公開性を向上させることにより、説明責任を全うすることを目的としていることからすれば、限定的に適用すべきと考える。そして、本件開示請求がセクハラ等に対する市の対応がわかる文書についても求めている以上、市が相談者等に対して聞き取り等の対応を行ったことを推測させる情報は、有意性がないとはいえない。

よって、本件文書のうち調査結果報告書別紙の一部は条例第7条第2号に該当するが、一部該当しない部分も存在する。

(2) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

ア 本件文書のうち調査結果報告書中の調査結果が記載された部分

前述のとおり、本件文書のうち調査結果報告書中の調査結果が記載された部分は、最終的にセクハラ等の事実確認ができたか否かの所見を記載しているだけである。この情報を開示したところで、将来的に、相談者が相談を躊躇するとは認められない。

よって、本件文書のうち調査結果報告書中の調査結果が記載された部分は、条例第7条第6号に該当しない。

イ 本件文書のうち調査結果報告書別紙

前述のとおり、当審議会は、調査結果報告書別紙には、ハラスメントの具体的な内容及び対応が記載されている個別の相談記録が記載してあることを確認したが、上下水道局総務課は、そのほとんどが不開示となるため、審査請求人に交付しなかったと思われる。当審議会が検分したところ、一定の範囲内の者には個人が識別される程度の詳細な行為の記載があった。しかし、セクハラ等の苦情相談をする者は、プライバシーが保護されることを前提として相談窓口に訴えるはずである（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱第9条、職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する要綱第9条）。このため、相談者名を伏せた状態とはいえ相談内容が開示されるとなれば、将来相談者が、自己の供述内容が開示されることを憂慮して、事実をありのままに述べることに消極的になることが容易に想像できる。その結果、必要な具体的・客観的な情報を得ることが困難になり、セクハラ等を行った者に対して公正な処分を行うことに支障が生じるお

それがある。

他方、表題や項目名のように、明らかに事務事業の適正な遂行に支障があるとはいえない部分も存するため、調査結果報告書別紙の一部は条例第7条第6号に該当するが、一部該当しない部分も存在する。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、調査結果が記載された部分及び調査結果報告書別紙の一部は条例第7条第2号又は第6号に該当するとはいえないため、本件処分は一部妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
平成 2 8 年 1 1 月 9 日	諮問の審議を行った。
平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 月 1 1 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 0 月 1 1 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 1 月 8 日	諮問の審議を行った。
平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 1 月 1 0 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 2 月 1 4 日	答申案の審議を行った。